

○幕別町こども施策審議会条例  
(平成21年3月25日 条例第10号)

(設置)

第1条 幕別町におけるこども(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的に審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として幕別町こども施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画(同条第5項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。)の策定及び変更に関すること。
  - ア 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画
  - イ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画
  - ウ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画
  - エ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、こどもに関する施策の推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子育て支援関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 商工団体に属する者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月13日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年7月2日までとする。

附 則 (平成27年12月18日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月9日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月12日条例第26号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定に基づき委嘱された幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日はこの条例による改正後の幕別町こども施策審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により幕別町こども施策審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱された委員の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

第3条 この条例の施行の際、現に旧条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長である者は、それぞれ新条例第4条第1項の規定に基づき互選された会長又は副会長とみなす。

(幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。

(幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例」を「幕別町こども施策審議会条例」に、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会の」を「幕別町こども施策審議会の」に改める。